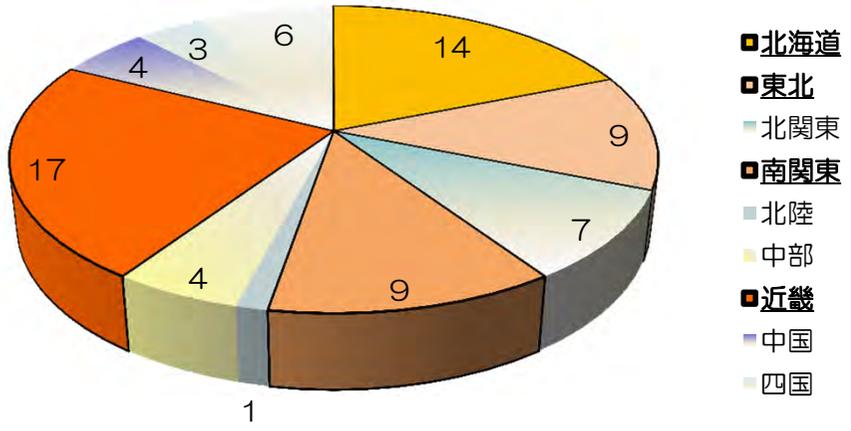


消費生活相談業務にかかる広域連携について【H24.5末現在】

※ 昨年度、都道府県にメール等による照会を踏まえた内容を基に作成

広域連携数分布（ブロック別）



● 平成24年5月末現在、消費生活相談にかかる広域的連携の総数は74

《広域連携が比較的多いブロックにおける内訳》

【北海道】北海道14
 【東北】岩手県7 宮城県1 山形県1
 【南関東】神奈川県5 埼玉県3 東京都1
 【近畿】奈良県9 和歌山県4 京都府2 兵庫県2

連携の形式及び方式

| 連携の形式 | 連携数 |
|---------------------|-----------|
| 地方自治法252条の14の事務委託 | 9 |
| 地方自治法252条の2の法定協議会 | 2 |
| 地方自治法284条2項の一部事務組合 | 2 |
| 地方自治法284条3項の広域連合 | 2 |
| 地方自治法285条の複合的一部事務組合 | 2 |
| 事務協定形式 | 52 |
| 事務協定形式（定住自立圏協定） | 2 |
| その他 | 3 |
| 総計 | 74 |

| 連携の方式 | 連携数 |
|-------------------------|-----------|
| 広域連合方式 | 2 |
| 事務組合方式 | 4 |
| 巡回方式 | 5 |
| 相互乗入方式 | 18 |
| 中心市集約方式(完全集約) | 14 |
| 中心市集約方式(周辺自治体継続) | 26 |
| その他 | 5 |
| 総計 | 74 |

● 消費生活相談にかかる連携形式については、法的枠組ではなく、より簡易に実施できる事務協定形式を採用するケースが多数

● また、連携にかかる方式については、中心市に完全集約した上で相談業務を実施、あるいは高度な相談業務を中心市で実施する中心市集約方式が多数

広域連携にかかる主な事例について

【平塚市、大磯町、二宮町（神奈川県）における広域連携（事務協定形式・中心市集約方式）】

- 平塚市、大磯町、二宮町（それぞれ約26万人、約3万人、約3万人で合計で人口約32万人）では、それぞれの町の単独で相談員を配置することが困難な大磯町、二宮町からの働きかけもあり、3市町で事務協定を締結し、平塚市の消費生活センターにおいて、大磯町、二宮町の住民からの相談も含めた広域対応を実施している。
- 相談業務は平塚市で対応する一方で、大磯町、二宮町では啓発や情報提供などを中心に取り組んでいる。従来から、ゴミ処理や研修等の連携を進めてきたこともあり、消費者行政における連携も比較的スムーズに進んだとされている。
- 平成22年度に大磯町、二宮町においても窓口が設置されたため、従前の「完全集約」から「周辺自治体継続」の中心市集約方式に変更された。

【根室市、別海町、中標津町、標津町、羅臼町（北海道）における広域連携（事務協定形式・相互乗入方式）】

- 平成23年4月1日現在で、消費生活センターを設置していたのは、根室市及び中標津町のみであり、その他の自治体では、役場の担当職員が他の業務と消費生活相談の対応を兼務していたが、対応可能な相談は比較的簡易なものに限られ、専門性の高い相談に対応するには困難であった。そこで、消費生活相談業務の円滑な執行の観点から、根室振興局管内消費生活相談連絡会議で協議を行い、平成24年4月から広域連携を実施することとした。
- 広域連携により、管内の住民はどの自治体にも相談が可能となったことや、相談を受け付けた自治体は、自分の自治体において対応が困難な場合に他の自治体に相談業務を依頼可能となったこと等、相談者のニーズにより適切に対応し、継続的な相談体制の充実を図っている。

【大洲市、西予市、内子町（愛媛県）における広域連携（事務協定形式・巡回方式）】

- 大洲市、西予市、内子町（それぞれ約5万人、約4万人、約2万人で合計で人口約11万人）では、それぞれの市町が単独で相談員を配置することは困難であったことから、事務協定を締結した。それぞれの消費生活相談業務について、大洲市が代表で委託契約し、3市町共同で負担する相談員1名が巡回することとした。
- 広域連携により、市町間にまたがる案件への情報の共有及び迅速な対応が可能となっている。

【木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村（相楽郡広域事務組合）における広域連携（一部事務組合形式・事務組合方式）】

- 京都府では、これまで府消費生活安全センターを中心として、各地域ではサブセンターである広域振興局に窓口を設けて、相談業務を実施してきた。（旧）相楽郡の市町村（木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村）には常設の相談窓口がないため、これまで同地域の相談の約8割を京都府（消費生活安全センター及び山城広域振興局）が引き受けてきた。消費者庁設置等を受け、地域の相談体制を強化するため、隣接5市町村で組織している相楽郡広域事務組合を活用して、平成22年3月に新たにセンターを設置した。
- 当初から相談員3名体制で相談業務にあたるとともに、住民の利便性を確保するため、週に2日、各町村の役場に巡回相談を行っている。

広域連携にかかる効果及び課題について

広域連携にかかる効果

| 項目 | 効果 |
|------------|--|
| 住民メリット向上 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 身近な役場では相談しにくい場合、他町で専門相談員に相談可能。 ○ 相互乗入方式であれば、関係市町村のどこでも消費生活相談が可能 ○ 専門的な知識・経験等を有する消費生活相談員等が対応することにより相談の充実が図られる |
| 経費的側面 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 町村単独で設置するより負担軽減 |
| 情報共有 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 近隣で起きている広範囲の消費者問題の情報収集が可能になり、処理能力の向上が期待 |
| 相談員の質の向上 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 弁護士研修により事例や経過を学ぶ機会が設けられ、構成市町相談員相互の支援関係も強化 |
| 相談件数の掘り起こし | <ul style="list-style-type: none"> ○ センターが設置されていない自治体で埋もれていた相談事案の掘り起こしが可能（相談件数の増加） |

広域連携にかかる課題

| 項目 | 課題 |
|-------------------|--|
| 経費的側面 (基金とも関連) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 基金終了後の相談員確保等の財源確保が困難 |
| 距離的側面 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 一部の市町村において相談窓口まで遠方である |
| 認知度にか かる課題 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 広域連携は最近の取組であり、広報等による周知が課題（74の連携数のうち、59の連携が平成21年度以降のもの） |
| 構成市町村 にかかる課題 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 中心市集約方式を採用する広域連携においては、関係市町村間で意識に温度差あり ○ 市町村毎に財政状況や方針及び相談件数等が異なることから、分担金の設定において、調整が困難となるケースもあり |